

# 中央区子ども子育て施策推進本部の設置について

☞ 「中央区子育て支援対策本部」を発展的に解消し、「中央区こども計画」をはじめ、子ども子育て施策を横断的かつ効果的に展開していくため、新たに「中央区子ども子育て施策推進本部」を設置する。

## 1 設置の背景

- 区では、国や東京都の動向や本区の地域特性を踏まえ、「中央区こども計画」を策定するとともに、令和7年度から「子ども施策推進室」を組織整備するなど、施策推進の体制を強化してきたところである。
- これまでの取組により、令和4年度以降は保育所待機児童を解消するなど、多くの成果を上げているところではあるが、今後も子ども・若者人口が増加傾向であることなどを踏まえ、引き続き子どもや若者の成長や活躍を支える環境整備や子育て支援の一層の充実を全庁的に推進する必要がある。

## 2 本部の構成

※ 本部に幹事会を置く。

- (1) 本部長　　区長  
(2) 副本部長　　副区長、教育長  
(3) 本部員　　部長級職員

## 3 所掌事項

- (1) 子育て環境の整備と質の向上に関すること  
(2) 子ども、若者等の成長と地域社会で活躍できる環境づくりに関すること  
(3) 子ども、若者等の意見の尊重と区の施策への意見反映に関すること  
(4) その他、本部長が必要と認める事項

## 4 設置

令和7年12月1日付け 本部設置

## 5 策定する要綱

中央区子ども子育て施策推進本部設置要綱 (別紙参照)

## 6 施行予定日

令和7年12月1日

【プレス発表】なし 【議会対応】福祉保健委員会報告（令和7年12月8日）・資料送付（子ども子育て・高齢者対策特別委員会）

## 別紙

### 中央区子ども子育て施策推進本部設置要綱（案）

#### （設置）

第1条 中央区（以下「区」という。）らしい子どもまんなかまちづくり（子ども、子育て当事者等が安心かつ快適に暮らせるよう子ども、子育て当事者等のことを考慮して生活環境を整備することをいう。）の推進に当たり、区における子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）及び若者に対する支援に係る施策の一層の充実及び質の向上について、全庁を挙げて取り組むため、中央区子ども子育て施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

#### （所掌事項）

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）子育てに係る環境の整備及び質の向上に関すること。
- （2）子ども、若者等の成長並びに地域社会で活躍できる環境づくりに関すること。
- （3）子ども、若者等の意見の尊重及び区の施策に対する当該意見の反映に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項

#### （本部の構成）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐する。本部長に事故あるときは、福祉保健部を担任する副区長である副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

#### （会議）

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じ招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に本部員以外の関係職員を出席させることができる。

#### （幹事）

第5条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部の円滑な運営を図るため、必要な調査、調整等を行う。

#### （幹事会の構成）

第6条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事長は、福祉保健部子ども子育て支援課長の職にある者をもって充て、前条第2項の調査、調整等を行う必要があるときは、幹事会を招集する。
- 3 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長の指定する者がその職務を代理する。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の関係職員を出席させることができる。

(事務局)

第7条 本部及び幹事会の事務局は、福祉保健部子ども子育て支援課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画部長  
総務部長  
総務部防災危機管理室長  
区民部長  
福祉保健部長  
福祉保健部子ども施策推進室長  
福祉保健部高齢者施策推進室長  
中央区保健所長  
環境土木部長  
都市整備部長  
都市整備部都市活性プロジェクト推進室長  
会計管理者  
教育委員会事務局次長  
監査事務局長

別表第2（第6条関係）

企画部政策企画課長  
企画部副参事（計画・特命担当）  
企画部財政課長  
企画部広報課長  
総務部総務課長  
総務部職員課長  
区民部区民生活課長  
区民部地域振興課長  
区民部文化・生涯学習課長  
区民部スポーツ課長  
区民部商工観光課長  
福祉保健部地域福祉課長  
福祉保健部障害者福祉課長  
子ども発達支援センター所長  
福祉保健部子ども子育て支援課長  
福祉保健部保育課長  
福祉保健部保育施設支援担当課長  
福祉保健部放課後対策課長  
子ども家庭支援センター所長  
中央区保健所健康推進課長  
中央区保健所地域保健担当課長  
日本橋保健センター所長  
月島保健センター所長

晴海保健センター所長  
環境土木部管理調整課長  
環境土木部交通課長  
環境土木部環境課長  
環境土木部水とみどりの課長  
都市整備部都市計画課長  
都市整備部住宅課長  
都市整備部都心再生推進課長  
教育委員会事務局庶務課長  
教育委員会事務局教育政策担当課長  
教育委員会事務局学務課長  
教育委員会事務局学校施設課長  
教育委員会事務局指導室長  
教育センター所長